

企業費用・利益 総合保険



はじめに

利益損失に対する補償の切り札 それが企業費用・利益総合保険です。

利益損失に対する 備えは万全ですか？

生産(営業)の停止
による営業収益の
減少はどうしよう？

- 不慮の事故で
建物・設備が
損害を受けたら…
- 災害によって生産(営業)
が停止してしまったら…



おまかせください!!

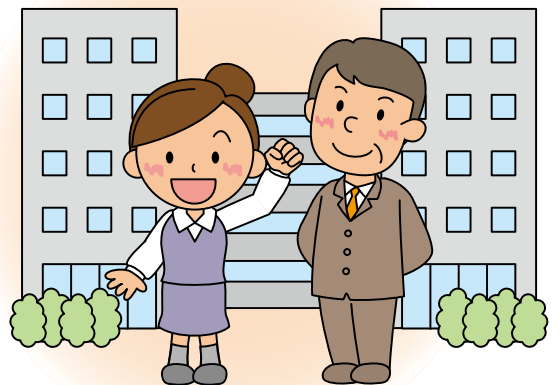
企業費用・利益総合保険が
ついていれば大丈夫

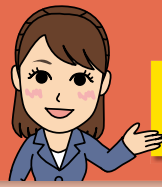
火災保険プラス
企業費用・利益総合
保険で備え万全



安心経営の力強いパートナー 企業費用・利益総合保険の 大きなメリット

- P③「保険金のお支払いの対象となる主な場合(利益条項)」に記載の偶然な事故により物的被害を被った場合の利益損失を補償します。
- 貴社の施設と接続している電気・ガス等の供給が不測かつ突発的な事故により中断した場合の利益損失も補償されます。
- 補償範囲の設定、免責時間の設定等貴社の補償ニーズやご予算にあわせて設計することができます。
- 保険金額(ご契約金額)を限度として、営業収益(生産高または売上高)の減少額のうちあらかじめ設定した割合(約定てん補率)までお支払いします。





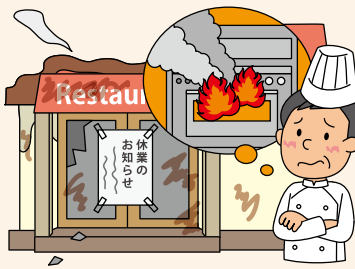
ステップ1
はじめに

ステップ2
補償内容
ご契約条件等

ステップ3
ご注意点等

お支払い例

レストラン



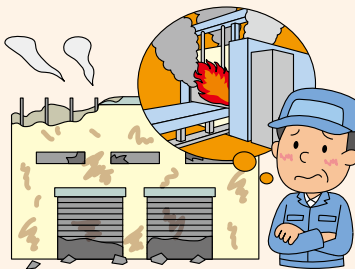
調理機器より出火。
店舗を全焼し、休業。

ホテル



厨房でガス爆発が発生。
建物、設備等が焼
失し、休業。

金属機械器具製造業



油焼戻炉から出火。
建物機械などを焼失
し、休業。

食品加工業



車の飛び込みにより、
建物が損壊し、休業。

保険金のお支払い例

項目	業種名	レストラン	ホテル	金属機械器具製造業	食品加工業
年間売上高(生産高)		7億円	12億円	10億円	8億円
約定てん補率		50%	75%	55%	50%
保険金額		3.5億円	9億円	5.5億円	4億円
事故原因		火災	ガス爆発	火災	車の飛び込み
休業日数		120日	60日	25日	15日
売上高(生産高)減少		2.3億円	2億円	6,800万円	3,300万円
保険金お支払額 計算式		1億1,500万円 (2.3億円×50%) + 収益減少防止費用 ^(注)	1.5億円 (2億円×75%) + 収益減少防止費用 ^(注)	3,740万円 (6,800万円×55%) + 収益減少防止費用 ^(注)	1,650万円 (3,300万円×50%) + 収益減少防止費用 ^(注)

(注) 収益減少防止費用についてはP3「お支払いする保険金(利益条項)」(注3)をご参照ください。

※ご契約内容によって自己負担額の設定がある場合や、事故の原因によっては免責時間内の損失が差し引かれる場合があります。








企業費用・利益総合保険の補償内容／ご契約条件等

保険金のお支払いの対象となる主な場合(利益条項)

次の7または2の事由による利益損失が保険金のお支払いの対象となります。

7 偶然な事故により保険の対象が損害を受けたこと。

具体的には、次のような事故が対象となります。

<p>1 火災、落雷、破裂・爆発</p> 	<p>2 風災・雹災・雪災 (注1)</p> 	<p>3 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・接触・倒壊</p> 	<p>4 給排水設備等の事故による水濡れ</p> 
<p>5 騒擾・集団行動 (注1)(注3)</p> 	<p>6 盗難</p> 	<p>7 破損</p> 	<p>(注3)騒擾・集団行動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動(*)に至らないものをいいます。 (*)暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。</p>

2 不測かつ突発的な事由によって「敷地外ユーティリティ設備」(注2)の機能が停止または阻害されたことによる電気・ガス・水道等の供給または通信・電話の中継の中断または阻害(注1)

(注1) これらの事故は、1回の事故により生じた損失の額から、事故が発生した日の午前0時から24時間以内に発生した損失の額を控除します。

(注2)「敷地外ユーティリティ設備」とは、保険の対象と配管または配線により接続している次の事業者の占有する電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給設備または通信・電話の中継設備およびこれらに接続している配管または配線をいいます。ただし、日本国内に所在する物にかぎります。

- 電気事業法に定める電気事業者
- 熱供給事業法に定める熱供給事業者
- 電気通信事業法に定める電気通信事業者
- ガス事業法に定めるガス事業者
- 水道法に定める水道事業者および水道用水供給事業者
- 工業用水道事業法に定める工業用水道事業者

お支払いする保険金(利益条項)

偶然な事故により営業収益(生産高または売上高)が減少した場合には、収益の減少が発生してから事故の影響がなくなる状態に営業収益が復旧するまでの期間(てん補期間)の利益損失を保険金としてお支払いします。

$$\text{お支払いする保険金} = \underbrace{\text{生産高(売上高)減少額} \times \text{約定てん補率(注1)}}_{(注2)} + \text{収益減少防止費用(注3)}$$

※1自己負担額(免責金額)を設定することができます。設定がある場合には、算出した保険金より自己負担額を差し引いた額をお支払いします。

※2事故の種類によっては、収益が減少している期間のうち一定期間を免責期間として、保険金支払いの対象から控除させていただくことがあります。その場合は、免責期間内の利益損失はご契約者の自己負担となります。

※3お支払いする保険金は、保険金額が限度となります。

(注1)「約定てん補率」とは、生産高(売上高)減少額の何%を保険金としてお支払いするかを示す割合で、ご契約時にお決めいただきます。利益率を超えない範囲で設定してください。

利益率は、直近会計年度において、次の算式により算出します。

$$\text{利益率} = \frac{\text{営業利益} + \text{経常費}}{\text{営業収益}}$$

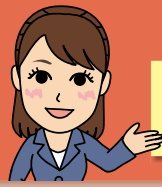
ただし、直近会計年度に営業損失が生じたときは、次の算式により算出します。

$$\text{利益率} = \frac{\text{経常費} - \text{営業損失}}{\text{営業収益}}$$

(注2)てん補期間中に支出を免れた経常費があるときは、『支出を免れた経常費 × (約定てん補率 ÷ 利益率)』の算式により得られた額を差し引きます。

(注3)「収益減少防止費用」とは、標準的な営業収益の減少を防止または軽減するために、てん補期間内に生じた必要かつ有益な費用で、損保ジャパン日本興亜が認めた費用のうち通常要する費用を超える額をいいます。その額は『収益減少防止費用 × (約定てん補率 ÷ 利益率)』の算式により得られた額とします。ただし、その費用の支出によって減少することを免れた営業収益に約定てん補率を乗じた額を限度とします。

なお約定てん補率が利益率より大きい時は、「約定てん補率」を「利益率」と読み替えます。



ステップ1
はじめに

ステップ2
補償内容
ご契約条件等

ステップ3
ご注意点等

保険の対象の範囲

保険証券記載の被保険者(補償の対象となる方)の敷地内に所在する建物または構築物(以下「建物等」といいます。)およびこれらの所在する敷地内にある被保険者の占有する物件(設備・什器など)が保険の対象となります。なお、以下の物件(以下「隣接物件」といいます。)も自動的に保険の対象となります。

- ① 保険証券記載の「建物等」のうち、他人が占有する部分
- ② 保険証券記載の「建物等」に隣接するアーケード(屋根おおいのある通路およびその屋根おおいをいいます。)またはそのアーケードに面する「建物等」
- ③ 保険証券記載の「建物等」へ通じる袋小路およびそれに面する「建物等」

【ご注意】以下の物件は保険契約申込書に明記しないと保険の対象とはなりませんので、お申込みの際に必ずご申告ください。

- 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。)
- 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物

保険金をお支払いできない主な場合(利益条項)

次のような事由による利益損失に対しては、保険金をお支払いしません。

1. 左記①および②の事由共通でお支払いできない主な場合

- (1) ご契約者、被保険者(補償を受けられる方)、保険金受取人などの故意・重大な過失または法令違反
- (2) 国または公共機関による法令等の規制
- (3) 差押え、没収、破壊等国または公共機関の公権力の行使
- (4) 戦争、革命、暴動^(注)等
(注) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (5) 地震、噴火、またはこれらによる津波
- (6) 核燃料物質に起因する事故
- (7) 保険料領収前に生じた事故
- (8) テロ行為^(注)または情報(プログラム、ソフトウェアおよびデータ)のみに生じた損害 など
(テロ危険および情報のみ損害対象外特約がセットされた場合にかぎりませす。)
(注) テロ行為とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。

2. 左記①の事由でお支払いできない主な場合

- (1) 詐欺、横領
- (2) 水災
- (3) 電氣的・機械的事故
- (4) 労働争議中の暴力行為、破壊行為 など
※火災、破裂・爆発などにより損害を受けた結果生じた損失など、お支払いの対象となる場合があります。
また、(2)～(4)はオプションにより補償することもできます。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

3. 左記②の事由でお支払いできない主な場合

- (1) 「敷地外ユーティリティ設備」の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先^(注)
(注) <例>電力需要が供給を上回った際に生じる大規模停電等の事象をいいます。
- (2) 労働争議
- (3) 水源の汚染、渇水、または水不足
- (4) 「敷地外ユーティリティ設備」の損害を伴わない不測かつ突発的な事由に起因して「敷地外ユーティリティ設備」の機能が停止または阻害されたことによる電気・ガス・水道等の供給または電信・電話の中継の中断または阻害 (テロ危険および情報のみ損害対象外特約がセットされた場合にかぎりませす。) など

上記以外にもセットされる特約等により、保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

ご 注 意 点 等

保険金額(ご契約金額)の定め方(利益条項)

以下の算式による金額の範囲内で自由に設定することができます。(事故が発生してから復旧に要する期間および減少するであろう収益の額を推定のうえお決めください。)

年間の生産高
(または売上高)

×

約定てん補率

具体例

年間売上高10億円、約定てん補率50%とすれば保険金額の上限は5億円です。復旧に要する期間を6か月と推定すれば5億円×(6か月/12か月)=2.5億円が保険金額の目安となります。

保険料に関するご注意

この保険の利益条項は「保険料の確定に関する特約」をセットする場合を除き、保険期間終了後に確定した年間営業収益に基づき算出した確定保険料とすでに領収した概算保険料との差額を精算します。(セットされる特約にこれと異なる定めがある場合は、その特約の定めにしたがい精算します。)

オプションについて

オプションとして営業継続費用条項^(注)をセットすることもできます。

(注)営業継続費用条項

営業収益の減少を防止または軽減するために生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分をお支払いします。具体的には、「仮店舗の出店に生じた追加費用」や「追加で生じた超過勤務手当等の人件費」などが該当します。

利益条項の収益減少防止費用は、P③「お支払いする保険金(利益条項)(注3)」のとおり限度がありますが、営業継続費用条項では、その額を超えてもあらかじめ定めた支払限度額までお支払いすることができます。

また、お支払いの対象となる主な場合のほかにも、オプションにより、水災、電氣的・機械的事故などを対象とすることもできます。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

ご契約時にご確認いただきたいこと

①建物の構造について、ご確認ください。

木造建物であっても、耐火建築物、耐火構造建築物、準耐火建築物、特定避難時間倒壊等防止建築物、省令準耐火建物に該当する建物は、他の木造建物より割安な保険料となります。

②建物に次のような設備・性能等がないかご確認ください。

所定の消火設備を設置し一定の条件を満たす場合、確認できる資料をご提出いただくこと等により保険料の割引が可能な場合があります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

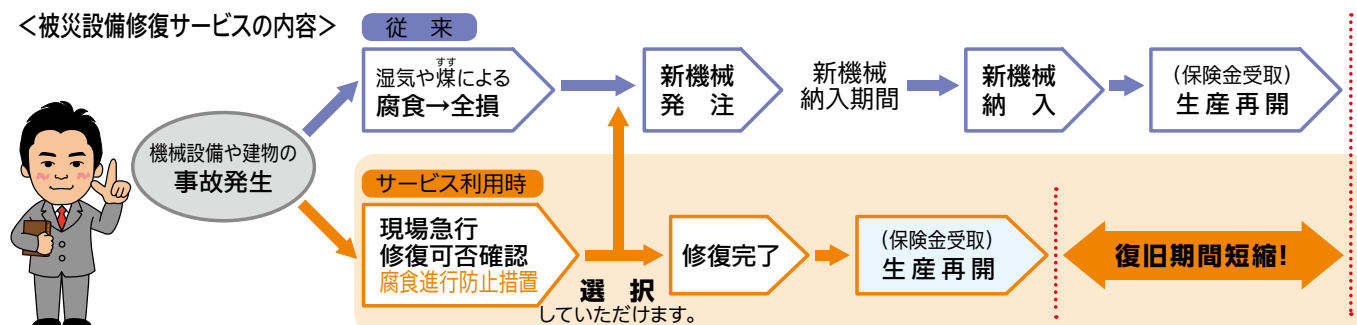
- 自動火災報知設備
- 屋内消火栓設備 など

被災設備修復サービスがご利用いただけます!

被災した企業にとって、早期に事業を展開することは大きな課題となります。

損保ジャパン日本興亜の企業費用・利益総合保険にはお客さまの事業の早期復旧を支援する被災設備修復サービスがセットされています。

<被災設備修復サービスの内容>



被災設備修復サービスの詳細は専用のチラシをご確認いただくか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。なお、企業費用・利益総合保険では、新機械の購入費や修理費は、補償対象外です。

特にご注意いただきたいこと

I 契約締結時における注意事項

① 告知義務と告知事項

ご契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項(重要事項等説明書をご確認ください。)について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできなくなったりすることがありますのでご注意ください。

② 保険証券について

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

③ 保険料領収証について

保険料をお支払いの際は、特定の特約をセットした場合を除いて、損保ジャパン日本興亜所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。なお、口座振替の場合は、保険料領収証が発行されませんのでご了承ください。

④ クーリングオフ

この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象とはなりません。

⑤ 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

ご契約者と被保険者が異なる保険契約を締結される場合は、ご契約者とその旨を必ず保険契約申込書に明記してください。

II 契約締結後における注意事項

① 通知義務等

(1) 保険契約締結後、以下の通知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

通知事項

保険の対象または保険の対象を収容する建物の構造を変更すること、またはこれを改築、増築もしくは引き続き30日以上にわたって修繕するとき

保険の対象または保険の対象を収容する建物の用途もしくは仕様を変更するとき

保険の対象である機械設備を仮修理もしくはその他の応急措置により運転または使用するとき

上記以外に、保険契約申込書等の記載事項に変更が発生するとき(ただし、他の保険契約に関する事実を除きます。)

通知事項に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生がご契約者または被保険者に原因があるときは、あらかじめご通知ください。

その事実の発生がご契約者または被保険者に原因がないときは、その事実を知った後、遅滞なくご通知ください。

- (2) 被保険者が営業権を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望される場合は、事前にご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、譲渡の事実が発生した時に保険契約はその効力を失いますので、ご注意ください。なお、ご契約の継続を希望されない場合も、譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。
- (3) 保険証券記載のご契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなりますので、ご注意ください。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合も、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。
- (4) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料を上回らなかったときを除きます。

② ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払込保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

③ 重大事由による解除等

次に該当する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。

- (1) 保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた、または生じさせようとした場合
- (2) 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行った、または行おうとした場合
- (3) 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、(1)から(3)までの事由がある場合と同程度に損保ジャパン日本興亜のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

III 万一事故にあらわれたら

① 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、ただちに、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。ただちにご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

② 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」、「普通保険約款および特約」をご確認のうえ、損保ジャパン日本興亜が求める書類をご提出ください。

(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに、下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。

【窓口: 事故サポートセンター】

0120-727-110

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 24時間 365日

③ 保険金のお支払いについて

P6Ⅲ②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

IV その他ご注意いただきたいこと

① 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

② 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故に関わる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

③ 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

④ 個人情報の取扱いについて

損保ジャパン日本興亜は、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)につきましては、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

商品についてのお問い合わせ

【パソコン・スマートフォンから】

<http://www.sjnk.co.jp/contact/>



損保ジャパン日本興亜 お問い合わせ

検索

【カスタマーセンター】

【受付時間】 平日：午前9時～午後8時

土・日・祝日：午前9時～午後5時(12月31日～1月3日は休業)

0120-888-089

●おかけ間違いにご注意ください。



※お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。
※パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能がご利用いただけない場合があります。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

0570-022808 通話料 有料 IP電話からは 03-4332-5241をご利用ください。
●おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日：午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

★企業費用・利益総合保険は、企業費用・利益総合保険普通保険約款でお引き受けする火災保険の商品名です。

★このパンフレットは、企業費用・利益総合保険普通保険約款に「営業継続費用対象外特約」をセットしたご契約について説明しています。

★このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」、「重要事項等説明書」をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。



SOMPO ホールディングス

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

Tel:03-3349-3111

〈公式ウェブサイト〉 <http://www.sjnk.co.jp/>

お問い合わせ先